

# 岡山県市町村総合事務組合職員の懲戒に関する条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 12 号】

改正 平成 18 年 3 月 28 日条例第 5 号 令和 5 年 3 月 30 日条例第 2 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手續)

**第 2 条** 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、辞令を交付して行わなければならない。

2 前項の辞令の交付は、職員に直接行わなければならない。ただし、直接交付することができない場合は、内容証明郵便等確実な方法により送達しなければならない。

(減給の効果)

**第 3 条** 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の 10 分の 1 以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

**第 4 条** 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職期間中いかなる給与も支給されない。

**附 則** (平成 17 年 4 月 1 日条例第 12 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 18 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 5 年 3 月 30 日条例第 2 号)

(施行期日)

**第 1 条** この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の規定は、公布の日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

**第 2 条** 管理者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(第 1 条の規定による改正前の岡山県市町村総合事務組合職員の定年に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第 2 条に規定する定年をいう。以下同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧定年条例第 3 条の規定により退職

した者

(2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用をいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定による採用をいう。次項第5号及び第4項において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年（第1条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前4号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 管理者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

**第3条** 管理者は、前条第1項の規定によるほか、組合市町村（岡山市町村総合事務組合を構

成している地方公共団体をいう。以下次項及び附則第 5 条において同じ。)における前条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、管理者は、前条第 2 項の規定によるほか、組合市町村における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

**第 4 条** 管理者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 2 条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第 12 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、管理者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 2 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第 6 条において同じ。）に達している者（新定年条例第 12 条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 2 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

**第 5 条** 管理者は、前条第 1 項の規定によるほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合市町村における附則第 2 条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務

実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合市町村における附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

**第6条** 管理者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の管理者が別に定める短時間勤務の職（以下この条において、「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該管理者が別に定める短時間勤務の職にあつては、管理者が別に定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該管理者が別に定める短時間勤務の職にあつては、管理者が別に定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

**第7条** 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（岡山市市町村総合事務組合職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

**第8条** 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条及び次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が第2条の規定による改正後の岡山市市町村総合事務組合職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第2条の3第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員

(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される岡山市町村総合事務組合職員給与条例第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山市町村総合事務組合職員給与条例第2条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する等級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岡山市町村総合事務組合職員給与条例第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山市町村総合事務組合職員給与条例第2条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する等級に応じた額に、第3条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下「新勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第13条第2項及び第14条第1項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第5項及び第19条第11項の規定を適用する。
- 5 岡山市町村総合事務組合職員給与条例第3条、第4条、第9条、第10条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第9条** 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(岡山市町村総合事務組合職員の懲戒に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第10条** 第4条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の懲戒に関する条例第3条の規定は、施行日において減給の期間中にある者及び施行日以後において減給を発令された者について適用する。